

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭

172
2020.6

全国安全週間に向け、準備をすすめよう！ 高年齢労働者が働きやすい職場環境に！

全国安全週間は、厚労省と中央労働災害防止協会が主唱者となり、毎年7月1日～7日を期間として取り組まれています。これまで、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく実施され、今年で93回目となります。

2020年度実施要綱の趣旨では、労使が協調して労働災害防止対策をすすめことで長期的に労働災害は減少し、2019年の死亡災害及び死傷災害は前年度を下回る見込みとする一方で、死傷災害における60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあるとし、13次労働災害防止計画の目標達成に向け、さらなる取り組みの必要性を指摘しています。

健康寿命の延伸で職業生涯も伸び、高年齢労働者が職場で大きな役割を担うようになってきている状況にあって、多様なニーズを持っている高年齢労働者が安心して安全に働くことができるように職場環境を改善していくことが求められるとしています。厚労省としては、高年齢労働者の安全と健康確保のためのエイジフレンドリーガイドラインを策定し、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設するなど職場改善の取り組みを促し、高年齢労働者の労働対策など、さらなる労働災害の減少を図るとの決意を示しています。こうした趣旨をふまえ、実施要領の具体について一部抜粋して掲載しますが、職場においては、後述する2019年労働災害の状況と合わせて把握し、2020年度全国安全週間の取り組みを鋭意すすめることを期待します。



2020年度スローガン フレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

安全文化を醸成するため、各事業所では、次の事項を実施します。

(1) 全国安全週間及び準備期間中（6月1日～30日）に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立（年間計画の策定やマニュアルの整備、安全衛生委員会の設置や活性化等）
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等（各層別の教育、特に雇入れ時教育の徹底や未熟練労働者に対する教育、災害事例、マニュアルを活用した内容の充実等）
- ・自主的な安全衛生活動の促進（職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット等の活動の充実等）
- ・リスクアセスメントの実施（機械設備の安全化、作業の改善、化学物質のリスクアセスメント等）

②業種の特性に応じた労働災害防止対策（建設業、製造業、林業、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業等の防止対策を特記）

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）（危険箇所の表示など「見える化」の実施等）
- ・交通労働災害防止対策（労働時間管理、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等）
- ・高齢労働者、外国人労働者に対する労働災害防止対策（高齢労働者へのガイドラインに基づく措置、外国人労働者への安全衛生教育の実施）
- ・熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン、WBGT値の把握と作業環境管理、熱中症予防に関する教育の実施等）



厚労省「2019年労働災害発生状況」！ 死傷者数は前年比で減少も依然と高止まり！

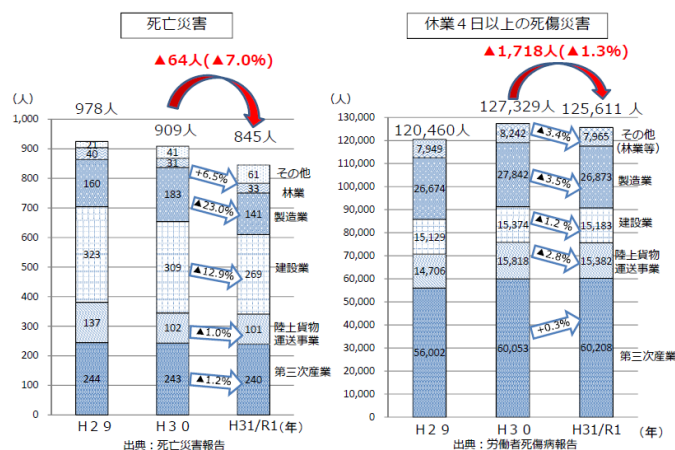
厚労省は5月27日、2019年（1～12月）の労働災害発生状況を発表しました。

死亡災害については、845人（前年比64人・7.0%減）と2年連続過去最少で、業種全体として減少傾向にあります。第13次労働災害防止計画で重点業種としている建設業269人（同40人・12.9%減）、製造業141人（同42人・23.0%減）も減少する一方で、製材工場での国産材入荷の推移が増加傾向にある林業については33人（同2人・6.5%増）と増加しています。また、全業種の死亡災害に占める重点業種の割合は、全体の死亡災害の5割以上を占め、陸上貨物運送業101人（同1人・1.0%減）を加えると、6割以上となります。

死亡災害の型別では、件数の多い「墜落・転落」216人（同40人・15.6%減）、「交通事故」157人（同18人・10.3%）、「はさまれ・巻き込まれ」104人（同9人・8%減）についてはいずれも減少してはいますが、全事故に占める割合を見ると「墜落・転落」26%、「交通事故」19%、「はさまれ・巻き込まれ」12%と依然として、全死亡災害の約6割を占めています。

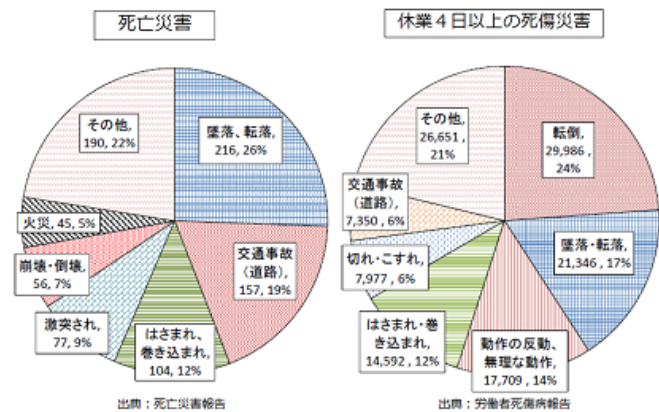
「墜落・転落」の多い業種は建設業で、全体に占める割合は40.9%、「はさまれ・巻き込まれ」は製造業が最多で全体の34.8%を占めます。「交通事故」については、陸上貨物運送業が最も多く、39.6%と約4割となっています。

休業4日以上死傷災害については125611人（前年比1718人・1.3%減）と死亡災害と同様減少してはいるものの数値的には僅かであり、2018年比では依然として増加にあるなど高止まりの傾向となっています。



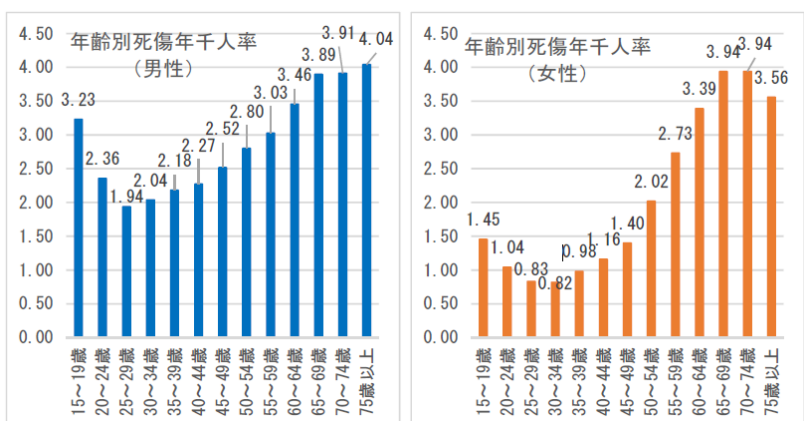
重点業種では、陸上貨物運送業15382人（同436人・2.8%減）、小売業14666人（同281人・1.9%減）と減少していますが、社会福祉施設10045人（同500人・5.2%増）、飲食店5141人（同126人・2.5%）については増加しています。2019年は製造業26873人（同969・3.5%減）や建設業15183人（同191人・1.2%）などが前年比で減少する傾向にあって、産業構造の変化や就労環境等の影響などを要因とし、第三次産業は60208人（同155人・0.3%増）と増加傾向にあります。

死傷災害の型別では、「転倒」29986人（同1847人・5.8%減）、「交通事故」7350人（同539人・6.8%減）は減少していますが、「墜落・転落」21346人（同125人・0.6%増）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」17709人（同751人・4.4%増）、「はさまれ・巻き込まれ」14529人（同7人増・0%）等は増加し、全体に占める割合では「転倒」24%、「墜落・転落」17%、「動作の反動・無理な動作」14%、「はさまれ・巻き込まれ」12%で、これらを合わせると約7割になります。



「転倒」が多い業種として、小売業で34.5%、社会福祉施設32.5%、飲食店28.6%と、それぞれ災害全体の約3割を占め、飲食店では「切れ・こすれ」22.0%、「高温・低温との接触」16.3%も比較的高い割合となっています。「墜落・転落」については、建設業の災害では34.1%、陸上貨物運送業で27.8%を占め、「はさまれ・巻き込まれ」は、製造業で25.9%発生し、そのうち半数は食品製造業と金属製品製造業での事故となっています。「動作の反動・無理な動作」については、「転倒」と同様、いずれの業種においても多発していますが、特に社会福祉施設では災害全体の34.2%と高い割合となっています。

厚労省は、性別、年齢別、事故の型別に「死傷年千人率」（死傷年千人率＝1年間の労働者数÷1年間の死傷者数×1000）を出し、その相関を分析しており、右グラフは性別と年齢別、死傷災害発生との関係を表したものです。



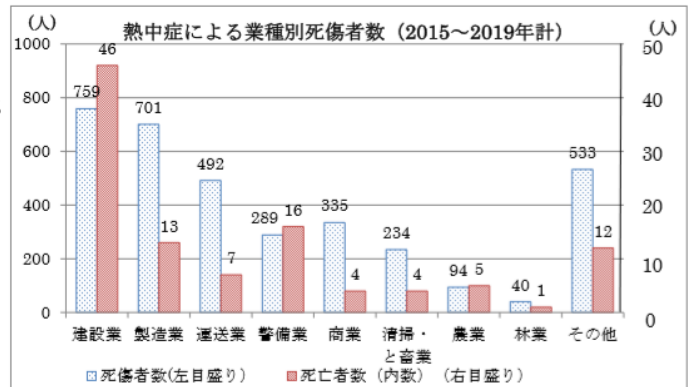
LBGTやSOGIがすすみ、男女の性別ではなくあくまでも個人の尊厳の尊重という考え方が広がり、これを一般化させていくべき状況にあって、性別役割分業制や性差別、社会的性差等を助長しかねない調査や統計等については注視し、取り扱いは慎重にしていかなければなりません。また、人生100歳までのキャッチコピー、高齢者の需要や働く意欲を満たすなど、耳障りのよい言葉ばかりが聞こえてきますが、背景には労働力の不足や年金との継続、医療費の抑制などがあります。生活するには高齢者は働かざるを得ないのが現状で、健康年齢が73歳といわれ、労働政策を含め社会福祉制度の充実が必要な状況にあって、75歳以上をも高齢労働者の分析対象にしていることに、大いに疑問を感じますが、ここでは2019年時点の労災発生状況として厚労省が示した分析結果として、取り上げます。

分析では、年齢別でみると、全死傷者数のうち60歳以上の占める割合が年々増加し、26.8%になっているとし、男女別・年齢別で死傷年千人率を見ると男性では発生率が最小の25～29歳と最大の75歳以上とを比較すると約2.1倍、女性では最小の30～34歳と最大の70～74歳とを比較すると約4.8倍になっているとしています。事故の型別との関係では、「墜落・転落」は、女性と比べて男性で高く、かつ高齢と

なるほど高くなる傾向にあるとし、一方で「転倒」については男性と比べて女性で高く、高齢になるほど女性の方が高くなる傾向が見られるとしています。

また、厚労省は労働災害発生状況の発表と同日、2019年熱中症の発生状況を公表しています。

2019年の熱中症の死傷者数は、猛暑だった前年よりは減少しましたが、過去10年で2番目に多い829人であり、うち死亡者は25人で、発生は8月に集中しています。死亡者は、建設業10人、製造業4人、屋外の警備業4人などで、要因に防護服や着ぐるみなど通気性の悪い衣服の着用を上げています。右図は最近5年の死傷者数で、建設業、製造業で4割強を占め、2019年は10年間で初めて製造業の方が建設業より多く、特に通気の悪い屋内作業での注意を促しています。また、熱中症を原因とする高所からの墜落や交通事故など、二次災害発生の危険性についても指摘しています



労働災害防止には、安全配慮義務をはじめ危険防止や健康障害防止の措置、安全衛生教育など使用者に労働安全衛生法の遵守を徹底させる必要があります。また、労働災害発生状況からわかるように業種と災害の型別とは密接に関係していることから、各職場では業務上の特性を熟知しているとしても、安全衛生委員会等で職場状況や環境、これまでの事故やヒヤリハット事例などを参考にリスクを詳細に洗い出し、これらを十二分にとらえた予防や対策など使用者と労働者が一体となって取り組みをすすめることが重要と考えます。さらに、高齢労働者の労働災害が増加傾向にあることから、高齢者の身体機能に配慮した職場環境の整備や改善が職場全体の安全安心、衛生や健康の向上につながっていくと考えます。

全国安全週間の一取り組みとして、自分の行動や施設など転倒災害防止についてチェックしてみましょう！

- 両手で大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態で歩かない
- ポケットに手を入れて歩いたり、歩きスマホをしない
- 手すりのある階段などでは手すりをもつ
- 自分の足のサイズに合った靴、靴底が滑りにくい靴をはく
- 傾斜注意、手すりを持つなど注意を促すステッカーを貼る
- 遠くからでも見える段差部分の色を変える
- 机の間など歩行が確保される広さになっているか
- 荷物、資材、工具など片付けているか
- 床の汚れや油汚れ、雨水の吹きだまりなどがいないか
- 暗がりにある通路、出入り口付近、階段など足元の照明は十分か

■身の回りに潜む危険 ～ 消毒用アルコール

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、三密防止をはじめ、マスクの着用、外出先からの手洗い・うがい、消毒等は欠かせません。一方、暑くなる季節を迎え、熱中症対策など感染予防と合わせて考えなければならない一つに、消毒用アルコールの使い方があります。消毒用アルコールは濃度60%を超えると危険物の扱いとなり、市販品のほとんどが該当するようです。給湯室や台所などに消毒用アルコールが置かれている職場や家庭もあると思われませんが、消毒用アルコールは可燃性で蒸発しやすく可燃性蒸気となることから、コンロや給湯器など火を使ったり、高温になるような場所では、気がつかないうちに引火し、広がる危険性があります。ですから、火源となるような場所から離れた場所で使用し、濡れた手には着火しやすいことなども含め、注意が必要です。アルコールは引火点も低いので夏の暑い日に車内などに置き忘れなどすると、直射日光などで発火する恐れもあることから、特に気をつけなければなりません。また、アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く滞留もあるので詰め替えは通気性の良い場所や常時換気を行える場所を選んで行うなど、身の回りに起こりうるリスクを回避していくことが大切です。